

令和2年9月14日

愛媛県社会保険労務士会会長 殿

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う雇用調整助成金の特例及び
新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金を利用する際の
申請期限に関する周知要請について

労働行政の運営につきましては、日頃より格別のご理解とご協力をいただき、感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主に対しては、雇用調整助成金の特例制度等の実施により支援策を講じております。

本特例の1つとして、令和2年1月24日から5月31日までに判定基礎期間の初日がある休業等については令和2年8月31日を申請期限としていたところですが、今般、これまでの申請状況等を踏まえ、令和2年1月24日から6月30日までに判定基礎期間の初日がある休業等について、申請期限が令和2年9月30日まで延長されました。

また、今般、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止の措置の影響により休業させられた中小企業の労働者のうち、休業中に賃金(休業手当)を受けとることができなかった方に対して、当該労働者の申請により、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金を支給していますが、令和2年4月1日から6月30日までの休業についての休業支援金・給付金の申請期限も令和2年9月30日となっています。

以上を踏まえ、申請期限に関する周知徹底を図るため、別添1のとおり、令和2年8月28日付で厚生労働省職業安定局長から経済団体等に対し要請を行ったところです。

つきましては、下記の事項の周知について、貴会におかれましてもご協力を賜りますようお願い申し上げます。なお、周知いただく際の文例について、別添2のとおり作成いたしましたので、ご参考いただければ幸いです。

記

- 1 令和2年1月24日(※)から6月30日までに判定基礎期間の初日がある休業等に係る雇用調整助成金の支給申請については、令和2年9月30日までに都道府県労働局またはハローワークに到達していなければなりませんので、

必ず期限までに届くようご提出下さい。

(※) 緊急雇用安定助成金については、令和2年4月1日

2 令和2年7月1日以降に判定基礎期間の初日がある休業等に係る雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金の支給申請については、支給対象期間の末日の翌日から2か月以内に都道府県労働局またはハローワークに到達していなければなりません。

3 令和2年4月1日から6月30日までの休業に係る休業支援金・給付金の支給申請については、令和2年9月30日の申請期限までに申請受付先(※)に到達していなければ支給を行えません。また、令和2年7月1日以降における休業に係る休業支援金・給付金の申請期限は以下のとおりとなります。

休業支援金・給付金については、労働者本人が申請をする制度ですが、事業主が記載する欄があります。支給単位期間の末日から3か月以内が申請の期限となっていることから、事業主におかれましても、適切なご対応をよろしくお願いします。

(※) 〒600-8799 日本郵便株式会社 京都中央郵便局留置
厚生労働省 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金担当

休業した期間	受付開始日	締切日(郵送の場合は必着)
令和2年4～6月	令和2年7月10日(金)	令和2年9月30日(水)
令和2年7月	令和2年8月1日(土)	令和2年10月31日(土)
令和2年8月	令和2年9月1日(火)	令和2年11月30日(月)
令和2年9月	令和2年10月1日(木)	令和2年12月31日(木)

愛媛労働局長

縄田英樹

